

The Kasukabe Chamber of Commerce & Industry

春日部商工会議所

会報 CCI

NETWORK
2023 September
vol.330

9

『事業再構築』や『経営革新』の取り組みを応援します



広報誌 CCI NETWORK の「配達が終了」
配信用Eメールアドレスの登録をお願いします

※本格的な運用開始は来年度を計画しています。詳細につきましては会報に順次掲載していきますので、ご確認ください。

かすかべ商工まつり

4年ぶり開催



くふれあいフェスタ、 第27回 かすかべ商工まつり

10月14日(土)、15日(日) 開催

市民の皆様と、事業主の方々をつなぐ「かすかべ商工まつり」。4年ぶりの開催となる本年のテーマは「つながる未来へ 地域の結束」。
お忙しい中、ご参加・ご協力いただき皆様、どうぞよろしくお願いいたします。



※写真は 2019 年のものです

「かすかべ CCI NETWORK 10月号」発行について

本会報誌は、毎月5日発行となっていますが、来月10月号は、商工まつり特集を含む「特別号」として、通常版とは異なる形式で発行いたします。その為、発行日が変更になりますことをご了承ください。市民の皆様にも広く春日部商工会議所をご理解いただこうと、商工会議所の広報記事の他、商工まつり特集記事と協賛各社の広告を掲載したタブロイド版を10月12日(木)の朝刊に新聞折込、商工会議所関連諸団体へ配達いたします。

尚、通常とは異なる方法での配達となりますので、もしお手元に届かない場合は、恐れ入りますが当所までご連絡くださいますようお願いいたします。ご連絡を受け次第、郵便でお届けさせていただきます。

本件に関するお問合せ…中小企業相談所 総務課 TEL.763-1122



《表紙について》

古利根公園橋

市制30周年(昭和59年)を記念して完成したこの橋は、川の景観を楽しむことができる人気のスポットです。中央のまるいモニュメントは麦わら帽子をコンセプトに造られています。

CONTENTS

- 2 第27回かすかべ商工まつり 4年ぶり開催
「かすかべ CCI NETWORK 10月号」発行について
- 3 CCIレポート
令和5年度 伴走型小規模事業者支援推進事業
事業計画策定セミナー 開催
仲町商栄会「ゆかたdeナイト2023」行われる
「青年部レポート」8月家族親睦事業開催
- 4 「事業再構築」や「経営革新」の取り組みを応援します
令和5年度春日部商工会議所セミナー情報
- 5 春日部労働基準監督署からのお知らせ
- 6 事業所訪問
「Maz Music School」
- 7 法律コラム
「祭祀承継について」
- 8 春日部商工会議所公式
メルマガ登録をお願いします
個別専門相談

令和5年度

伴走型小規模事業者支援推進事業 事業計画策定セミナー 開催

8月2日、講師

に中小企業診断士の左近裕子氏をお招きし、補助金申請にも役立つ事業計画書の作り方や

自社の強みを知つて将来の目標を決める方法などを学

ぶ「事業計画策定セミナー」補助金活用を目指して

「」を実施し、20名が受講しました。



左近氏は、経営の見直しや収益拡大の為には経営分析と事業計画が必要であると話し、事業計画作成には、現状分析をすることにより方向性・課題を設定し実行することが重要であると説明されました。

また、「小規模事業者持続化補助金（一般型）」の申請についても、制度の基礎的な内容の他、採択される為の審査の観点や注意事項など、実際の申請様式や採択事例を用いて分かり易く解説されました。

受講者からは、「アフターコロナである今こそ、今後の事業を見直す良いきっかけとなつた。」「事業計画を作成し、持続化補助金の申請をしてみよう思つた。」などの声が聞かれました。

8月4日・5日、古利根川親水テラスにて、仲町商栄会（会長・石川慎也氏）主催「ゆかたdeナイト2023」が開催されました。

飲食・物販ブースをはじめ、子供向けのゲームブース、地元アーティストによるライブが行われ、両日ともに蒸し暑い夜でしたが、多くの来場者で賑わつており、浴衣や甚平姿で楽しむ人々の姿も見られました。

また、5日にはランタンのイベントが行われ、来場者からは古利根川の水面に写るイルミネーションとランタンの明かりが美しいと好評でした。



「ゆかたdeナイト2023」行われる

青年部では8月6日、家族親睦事業を企画し、フォレストアドベンチャー・おおひら（栃木県栃木市）を訪れました。

日頃家族でゆっくり過ごす時間もなかなかとれない中、家族はもちろん青年部の仲間たちとの親睦を深め、コミュニケーションの輪を広げる事を目的として企画され、今回は青年部員とその家族が28名参加しました。

フォレストアドベンチャーは、自然の森林の中で樹の上を移動して遊ぶフランス発祥のアウトドアパークです。当日は子供だけでなく、大人も童心に帰つて楽しめるアトラクションや、BBQで家族や仲間たちと協力して料理を作り、大自然の中で美味しいお肉を楽しみながら親睦を深めました。その他にスイカ割りや謎解きゲームなど、趣向を凝らした様々な企画に、日々の忙しさを忘れて家族・仲間と交流を深めました。

家族を含めた多くの仲間たちとの交流を通して、忘れられない夏休みの思い出になりました。



青年部レポート

「家族と仲間の笑顔を見つける旅 さあ、冒険に出かけよう!!」 ~8月家族親睦事業開催~



事業再構築や経営革新の取り組みを応援します

新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格高騰、人材不足、人件費高騰等の影響を受けにくい経営体質に転換をお考えの事業者は、自社の強みを活かした新たな取り組みに挑戦する事業計画づくりに取り組んでみてはいかがでしょう。

計画づくりは、事業者（社長や後継者）、専門家、商工会議所が一体となって進めています。

毎週木曜日に専門家（中小企業診断士）による相談会も予約制で開催しております。また、専門家を現地に派遣して計画作成を支援する方法もございますので、是非一度ご相談ください。（経営支援課）

春日部商工会議所では、事業計画づくりに取り組む事業者紹介

8/8にOPENした「BORDER CAFE ROASTERY」さんも、カフェ事業からコーヒー豆の販売事業へ参入するなど経営革新に取り組んでいます。

春日部商工会議所の経営相談

〈日 時〉 毎週木曜日
10:00～16:00
〈場 所〉 商工会議所相談室
〈内 容〉 計画策定・課題解決
〈費 用〉 無料
〈その他の〉 予約制(1時間)

事業再構築等に取り組む中小企業支援について

(埼玉県ホームページ)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/2021jigyousaikouchiku.html>

令和5年度 春日部商工会議所 セミナー情報

今年度もインボイス制度対策や補助金申請など、各種テーマでセミナーを開催いたします。

伴走型小規模事業者支援推進事業

会場:春日部商工会議所

募集:各20名(受付先着順)

開催日時	テー マ	講 師	内 容
11月6日(月) 14時～17時	飲食店経営者向け 事業計画作成セミナー 自社の強みを知って 将来の目標を決めよう!	株式会社エイチ・エーエル 中小企業診断士・行政書士 野口和義 氏	◆経営分析・事業計画はなぜ必要か? ◆経営分析の手法 ●定性分析と定量分析 ◆活用できる補助金の紹介

事業環境変化対応型支援事業

会場:春日部商工会議所

募集:各30名(受付先着順)

開催日時	テー マ	講 師	内 容
9月20日(水) 14時～16時	インボイス制度対策セミナー “令和5年10月開始! 待ったなし!”	株式会社エイチ・エーエル 税理士 鈴木孝明 氏	◆インボイス制度の影響を知る ◆インボイス制度スタートまでに準備すること ◆本則課税と簡易課税について ◆免税事業者に対する負担軽減措置について
11月27日(月) 13時～15時	コロナ禍を乗り切る! 元バイヤーの中小企業診断士が教える! “外さない商品開発・改良セミナー”	株式会社プランコンサルティング 代表取締役社長 茂井康宏 氏	◆商品開発・改良の基本 ●各種ツールの活用による市場動向の把握の仕方 ●試作品開発の適正な方法からパッケージデザイン検討までの一連の流れについて

攻める営業ツール Eメールマガジン 制作します!

株式会社ぷらすエム
春日部市粕壁一丁目7番7号
電話 048-752-4606
メール info@ad-plusm.com

PRINT COMMUNICATION



デザインから印刷までトータルプランニング
華陽印刷株式会社

〒344-0054 埼玉県春日部市浜川戸 1-18-2
TEL 048-752-6095 FAX 048-752-5329
Email : postmaster@kayoprinting.co.jp

印刷のことなら…

華陽印刷



春日部労働基準監督署からのお知らせ

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され、「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

フォークリフト災害の防止について

フォークリフトは重量物を一度に運搬できる機械として、製造業、運送業の現場にとどまらず、商業施設のバックヤードなどいろいろな作業現場で広く使用されています。日々の業務でフォークリフトを活用する事業者の方も多いと思われますが、最近、労働災害も多発しております。

春日部労働基準監督署管内（春日部市、さいたま市岩槻区、草加市、八潮市、三郷市、久喜市、越谷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町）では、令和4年にフォークリフトを原因とする労働災害（死亡及び休業4日以上）が52件、令和5年6月末現在で20件発生しています。死亡災害も令和4年に2件、令和5年はすでに1件発生しています。

災害は「走行中のフォークリフトと他の作業員（歩行中、作業中）との接触や車輪にひか



「フォークリフトは重量物を一度に運搬できる機械として、製造業、運送業の現場にとどまらず、商業施設のバックヤードなどいろいろな作業現場で広く使用されています。日々の業務でフォー

クリフトを活用する事業者の方も多いと思われますが、最近、労働災害も多発しております。

こうしたフォークリフト災害を防止するため以下のがルールを守ってください。

- ①無資格運転は禁止（最大荷重1トン以上は技能講習修了者、1トン未満は特別教育が必要です）
- ②シートベルトが装備されているフォークリフトを運転するときは必ず装着
- ③フォークリフトの走行路と歩行者の通路、作業者の作業場所を分離
- ④旋回、走行するときは周囲の安全確認

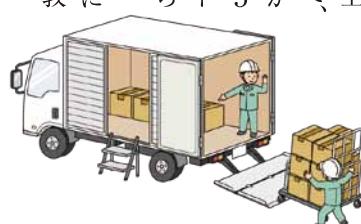
● 保護帽について
（安衛則第151条の74関係）
 荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

①最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

②最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません。）

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

	2トン未満	2トン以上5トン未満	5トン以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△ (望ましい) 措置	○△ (上記①②) を参照	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。



トラック荷役作業時の安全対策の強化

● 昇降設備について (安衛則第151条の67関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対

象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の

可搬式のものほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようしてください。

	2トン未満	2トン以上5トン未満	5トン以上	備考
床面から荷の上または荷台までの昇降設備の設置	△ (望ましい) 措置	○	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。



「音楽でまちづくりに貢献したい」

「口ナ下で培つた技術で新たな事業展開も



Maz Music School (マツミュージックスクール)

代表 松本賢志
春日部市粕壁東1-23-29
スミレビル1階、2階
TEL.048-677-1960
【完全予約制】
(営業時間) 10:00~22:00
年末年始(12月29日~1月3日)休業



今年10月で8周年を迎える音楽教室「Maz Music School (マツミュージックスクール)」。講師6人でボーカル、ギター、ウクレレ、ピアノ、ベース、ドラム、DTM(デスクトップミュージック)を教える。

代表の松本賢志さんは千葉県で生まれ育った。中学生のときにギターを弾き始め、高校卒業後は音楽の専門学校に進学。松本さんは「ギターで演奏サポートなどをしていくうちに、音楽スタジオから講師を依頼された。楽器の指導を通して、人それぞれ考え方や物事の捉え方が違うと実感し、生徒一人一人を理解しようと思うようになった」と話す。講師を続けていたものの、東日本大震災で講師も演奏の仕事もほぼなくなり、一時休業して別の仕事を就いていたという。徐々にイベント演奏などの仕事や講師の仕事を再開。より自由に効率よく講師業をやりたいと考え、春日部に音楽スクールを開業した。レッスンで生徒の要望を聞いていくうちに、指導内容や講師も増え、事業が拡大してきた矢先、新型コロナウィルス感染症の拡大で、演奏活動やレッスン数が激減した。松本さんは「ネットへの音楽配信や、音源や映像制作を始めて、何とか乗り切ることができた。いつ終わる



かわからぬ状況だったが、心機一転違う仕事をするくらいの気持ちだつ」と振り返る。現在は、培つた制作の技術やイベント音響の経験を生かし、エンターテインメント全般を担えるような事業展開を進めている。松本さんは「春日部に暮らすようになり20年。常に音楽を中心につぶやくと関わってきた。今後も自分ができることや音楽を通して、人と人がつながるようなまちづくりに貢献できたら。スクールは生徒数が増えるように周知したり、設備投資をしたりして充実したレッスンができる環境づくりをしていく」と話す。

祭祀承継について



8月はお盆、9月はお彼岸と仏事が続きますが、今回はこれらの祭祀（神や祖先をまつること）の承継について、民法がどのように定めているかを説明したいと思います。

まず、民法は、祭祀について、一般的な相続法理とは異なる定めを置き、第1に被相続人が承継者を指定することにし、その指定のないときは、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者が承継するとし、そのような慣習も明らかでない場合には、

家庭裁判所による指定に関する裁判例としては、「承継候補者と被相続人との間の身分関係や事実上の生活関係、承継候補者と祭具等との間の場所的関係……その他一切の事情を総合して判断すべきであるが、祖先の祭祀は今日もはや義務ではなく、死者に対する慕情、愛情、感謝の気持ちといった心情により行われるものであるから、被相続人と緊密な生活関

つぎに、慣習については、現行民法施行後新たに育成された慣習と解すべきとした裁判例があります。

家庭裁判所による指定に関する裁判例としては、「承継候補者と被相続人との間の身分関係や事実上の生活関係、承継候補者と祭具等との間の場所的関係……その他一切の事情を総合して判断すべきであるが、祖先の祭祀は今日もはや義務ではなく、死者に対する慕情、愛情、感謝の気持ちといった心情により行われるものであるから、被相続人と緊密な生活関

家庭裁判所が決めるにしました（民法第897条）。被相続人による指定の方法には制限はなく、遺言で可能なのはもちろんですが、裁判例では、生前の指定、口頭での指定、黙示による指定を認めたものもあります。ただ争いになつた場合に指定が認められるためには、これを窺わせるある程度客観的な具体的な事実が必要になります。

次に、承継する祭祀財産ですが、「系譜、祭具及び墳墓の所有権」としました。「系譜」とは、家系図等の祖先の系統を示すもので、過去帳もこれに含まれるとした裁判例があります。

「祭具」とは、祭祀や礼拝に使用される位牌、仏壇、神棚、十字架等です。「墳墓」とは、墓石、墓碑など、遺体や遺骨を葬つてある設備です。墓地は、墳墓そのものではありませんが、これに準じて取り扱うべきとした裁判例があります。埋葬前の遺骨に關しては、様々な事情があり、学説も多岐に分かれていますが、事案に即した判断という前置をした上で、慣習上の祭祀承継者に遺骨が帰属するとした裁判例があります。

著者：春日部法律事務所弁護士 大里 定則 ホームページ www.kasukabe-law.jp

いろいろあります

貸店舗 & 事務所等

アパート & マンション

買物便利なララガーデン近くに多数の物件あり!!

御相談は親切安心!! 地元創業48年。所有ビル42棟・管理建物78棟

知事免許(13)第6129号 春日部市中央1丁目55-19

アオイ土地建物

048-735-6551

<http://aoitochi.jimdo.com/>

ララ
南口前

春日部商工会議所 メールマガジン発行につき
メールアドレスのご登録をお願いします

いつでもどこでも閲覧可能

春日部商工会議所会報
「CCI NETWORK」の
メールマガジン配信を開始します!

右のQRコードより、
登録フォームに進んでください。

※本格的な運用開始は来年度を計画しています。詳細につきましては会報に順次掲載していくので、ご確認ください。

Eメールマガジン登録のお願い！

春日部商工会議所では、
デジタル化やペーパーレス化の取組みの観点から、
来年度より会報誌のメールマガジン配信を始めます。
つきましては、お手数ではございますが、
下記QRコードよりメールマガジンの配信登録をお願いいたします。



来年度より広報誌 CCI NETWORK の「配達が終了」します 配信用メールアドレスのご登録



スマホの方は
ご登録は
こちらから



パソコンからは

会議所のホームページより
登録にお進みください。
www.kasukabe-cci.or.jp

無料相談

頼れる専門家による個別専門相談！

※相談の際は、マスク着用・手指消毒・検温等の
感染防止対策にご協力をお願いします。>>>

金融相談	商工会議所相談室	労務・年金相談	商工会議所相談室または相談員事務所
9月19日(火) 10月2日(月) 日本政策金融公庫融資担当者	事業資金を受けるための手続きや新規開業に関すること／教育ローンに関すること	随時 社会保険労務士	退職金問題・就業規則の作成、労災・雇用保険に関すること／公的年金制度の仕組みに関すること
法律相談	商工会議所相談室	司法書士相談	商工会議所相談室または相談員事務所
9月7日(木) 9月21日(木) 10月5日(木) 弁護士	経営・法律に関すること／不動産の購入・売却・名義・金銭貸借に関すること	随時 司法書士	不動産の登記について／会社の登記について／少額訴訟の手続きについて／日常の法律について
経営相談	商工会議所相談室	特許・商標・発明相談	商工会議所相談室または相談員事務所
9月7日(木) 9月14日(木) 9月21日(木) 9月28日(木) 10月5日(木) 中小企業診断士	決算書に基づく財務分析や事業計画の作成について具体的な提言をおこないます	随時 弁理士	特許権・実用新案・意匠権・商標の申請、登録に関する具体的な手続きや紛争の解決について
税務相談	商工会議所相談室		
9月12日(火) 10月10日(火) 税理士	相続・贈与税に関すること／帳簿のつけ方、節税対策・決算書・申告書の書き方に関すること		日程の記載のない相談は受付が随時となっております。専門家と相談日時を調整し、商工会議所相談室または相談担当者の事務所で相談を行います。予約は相談日の3日前(経営相談のみ1週間前)までにお願いいたします。秘密は厳守いたします。

【お問合せ】春日部商工会議所 中小企業相談所 TEL.048-763-1122